

変更後			変更前		
市名	区域の区分	区域の範囲	市名	区域の区分	区域の範囲
尾道市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域	尾道市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
	第二種区域	住居地域等の定めのある地域		第二種区域	住居地域等の定めのある地域、御調町のうち市（字川東・字川西・字河原・字長藪・字市・字土井ノ内及び字大平の地域に限る。）及び神（字神東及び字神郷の地域に限る。）の地域、向島町（字田尾の地域に限る。）のうち用途地域の定めのない地域、因島土生町のうち字九俵山・字原山奥・字土生奥・字上見山・字追橋・字若宮原・字池之迫・字畝山・字畝山奥・字荒神平・字城ノ平・字小長崎・字小長崎奥・字宇三開・字安郷・字中安郷及び字崎安郷を除く地域、因島三庄町のうち字先名黒・字綿出・字名黒・字中小路・字東畑・字久保・字前浜・字石井・字下ケ一・字江口・字片山・字百分・字土井・字長福寺・字甲田・字妙見山・字毛曾・字円明寺・字下葉・字枇杷木ケ内・字隠曾・字枕谷・字平木・字赤崎・字小迫・字室ノ内・字向山・字宝崎・字折古・字神田・字津無ケ尻及び字松山の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字平木畑・字名黒原・字平原・字円福寺・字城山・字国重・字通畑・字定成・字権現・字大森・字江良崎・字南・字岡畑・字江良及び字大師堂の

変更後				変更前			
							<p>地域、因島棕浦町のうち字中屋敷・字扇平良ノ上・字城見屋敷・字防ノ奥・字大空・字三庄越・字ケ峯及び字向の地域、因島鏡浦町のうち字小谷・字浜床・字石ノ平・字沖の田・字梶平・字久保里・字川の上・字扇平・字久保側・字向ケ井・字大段及び字田の向の地域、因島外浦町のうち字宮ノ谷・字西郷・字日和・字向山・字東郷・字浜床及び字平田の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字正入道・字小丸・字西の奥及び字住吉の地域、因島中庄町のうち字片山・字日寄越・字惣入道・字山ノ神・字熊ケ原・字熊迫・字腰林・字大木原・字休処・字平ケ谷・字奥山・字蓮葉・字中屋山・字大山・字摺・字槌之子谷・字風呂山・字青陰・字出雲地・字吉畑・字燕雀石・字太郎右衛門谷・字開地・字八平谷・字山中及び字奥古江を除く地域、因島田熊町のうち字井ノ元・字小越中・字大越中・字名駒・字足摺（県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。）・字釣ケ濱・字八石・字鳶巢・字鷹崎・字船附・字西浦・字崎西浦・字女郎濱・字黒崎・字九俵山・字枯柿・字宮崎・字扮松・字越・字城・字龍王・字横山及び字山伏山を除く地域、因島大浜町のうち字干鼻・字東峠及び字本峠の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字小浜・字倉谷・字下大江・字上大江・字沖畠・字中田・字大場所・字天神尾・字反迫・</p>

変更後				変更前			
							字清水・字沢崎（一般国道三一七号以東の地域を除く。）・字才崎・字西浜・字宮前・字黄番・字松井・字久保・字前田・字中浜・字田中・字蛇川・字東町・字仙場新開・字阿柄谷及び字西峠の地域、因島重井町のうち字細口・字宮崎・字宮沖新開・字伊浜新開・字小林・字小田之浦及び字久保（それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域を除く。）並びに字清水・字宮ノ上・字伊浜・字脇田・字峰越・字川口・字舟原・字大田・字壺町田・字青木・字山之神・字上坂・字須越・字砂田・字有濱・字北和貞・字和貞・字郷山田・字一之宮・字胡山・字長浜・字大早・字崎浜・字相浜・字播磨・字明神・字片山及び字樋口のうち用途地域の定めのない地域並びに字山崎・字三反田・字平谷・字浜田・字要谷・字備国谷・字大浦・字藪ヶ谷・字大口細・字寺之後・字北浦及び字小細の地域、因島原町のうち字先和田・字中和田・字岡和田・字金山・字東和田・字浜谷・字畑中・字丁塚・字畑岡・字土居西・字西向・字西山・字西岡・字中西・字土居・字橋本・字宗友・字赤羽・字中郷・字中井津・字小田西・字小田・字上條・字横道・字岡田・字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高木・字高屋・字大開・字山條・字福部岡・字福部及び字福部浜の地域、因島洲江町のうち字端ノ上・字端・字松井開・字浜床・字亀ノ甲・字

変更後				変更前			
						城ヶ谷・字曾良・字江尻・字盛勝・字五反・字岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲江川・字石原・字道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸ノ水・字登り及び字赤崎の地域並びに瀬戸田町のうち林（字西沖田・字東沖田（一二一四の一番地から一二三五番地までの地域を除く。）及び字得納（県道生口島循環線以北の地域に限る。）の地域に限る。）及び名荷（字才崎新開（県道生口島循環線以西の地域に限る。）の地域に限る。）の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域	
	第三種区域	商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域			第三種区域	商業地域等の定めのある地域および用途地域の定めのない地域（御調町にあつては仁野（字沼田の地域に限る。）、大塔（字下垣内の地域に限る。）、三郎丸、大蔵、白太、本、大町、中原、平、岩根、貝ヶ原、高尾、大田、丸河南、丸門田、徳永（字実森及び字石丸の地域に限る。）及び神（字神西の地域に限る。）の地域、向島町にあつては字神木、字砂田谷、字大迫ノ奥、字行者平、字一本松、字大神平、字西堤、字寺側、字仁殿丸、字神ノ木、字神ノ木端、字塞ノ神、字小豆山、字植条、字大池尻、字松山、字檜原、字砂田、字黒町、字清水、字清水谷、字神宮寺山北、字田尻郷、字浜床、字千光寺、字船堀、字宇根、字定志和、字堂道、字則信、字兼広、字矢垣内、字王大子、字山中谷、字土井	

変更後				変更前			
							<p>ノ前、字土井ノ下、字土井ノ上、字小玉屋東平、字小玉屋西平、字向上、字御堂垣、字寺ノ後、字馬神、字大工谷、字前ノ平、字鬼ヶ崎、字後谷、字北床、字荷造山、字広道、字越戸、字天ノ河、字鸚鵡谷、字白方谷、字峠北平及び字峠の地域、因島土生町にあつては字荒神平、字城ノ平、字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、字崎安郷及び字小長崎奥の地域、因島三庄町にあつては字家老渡、字安郷及び字先安郷の地域、因島外浦町にあつては字梶浜、字内梶、字小苺又及び字大苺又の地域、因島田熊町にあつては字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、字足摺（県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。）、字釣ヶ濱、字八石、字鳶巣、字鳶崎、字船附、字西浦、字崎西浦、字女郎濱及び字黒崎の地域、因島大浜町にあつては字椎木、字添川、字深谷、字北崎、字倉谷新開及び字沢崎（一般国道三一七号以東の地域に限る。）の地域、因島重井町にあつては字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊浜新開、字小林、字小田之浦及び字久保（それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。）、字深浦、字馬神新開、字北浜、字鬼岩、字通谷、字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、字三ツ池、字東風浜、字葛石、字先勘口、字勘口、字深浦新開及び字馬神山の地域、因島原町にあつては字竹浜、字亀浜、字畑浜、字土居浜、</p>

変更後				変更前			
						字梅浜、字潰浜、字中川及び字波戸岡の地域、因島洲江町にあつては字大高下、字深久保、字白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町にあつては林（字東沖田（一二一四の一番地から一二三五番地までの地域に限る。）、字大新開及び字三軒屋（それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。）の地域に限る。）及び名荷（字井柳、字大坂田、字小坂田及び字鴨居（それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。）の地域に限る。）の地域に限る。）	
	第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域		第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに向島町（字胡崎の地域に限る。）のうち用途地域の定めのない地域		

備考：「住居専用地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域を、「住居地域等」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層専用地域、第2種中高層専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域を、「商業地域等」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域を、「工業地域及び工業専用地域」とは第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域をいう。